

TERMS

ミーティングルーム利用目的

当ホテルでは、ミーティングルームのご利用に関して次の通り規約を定めておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。なお、個別の契約において当ホテルとの間で別途取り決めを行う場合は、その取り決め条件に従うものとします。また、この規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

第1条（お申込み）

1. ミーティングルームの予約申込は、ご利用日の8ヶ月前の月初めから受付いたします。
2. 予約の受付の際には、仮予約の期間を設けております。仮予約の期間は原則としてお申込日から7日間とさせていただきます。この期間内にご決定の有無を当ホテルまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、予約申込の取り消しがあったものとして取り扱います。

第2条（ミーティングルームの使用時間）

1. ミーティングルームのご使用は、あらかじめ当ホテルとお客さまとの間で取り決めた時間とし、設営から撤去までを含みます。
2. 所定の時間を超過した場合は追加の室料を頂戴します。
3. 会場の使用状況等により、ご使用時間の超過に応じられない場合がございます。

第3条（ご清算）

1. 当ホテルが事前に指定したお支払日までにお申込金をお支払いいただきます。
2. 前項の規定に関わらず、当ホテルは申込金の支払いを要しない特約に応じることがあります。
3. ミーティングルーム利用等契約の申込を承諾するにあたり、当ホテルが第1項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。
4. 第2項及び第3項の特約に応じた場合、利用料金は当日会議等終了時までフロントにてご清算ください。

第4条（損害賠償）

1. お客さま（お客さまの来賓、関係者を含む）、及びお客さまが直接手配された業者のスタッフは、当ホテルの施設・什器備品等を破損しないよう十分ご注意ください。もし、当ホテルの施設・什器備品等に損傷等の損害が発生した場合は、その損害の賠償金をご負担いただきます。なお、お客さまが外部業者へ直接手配をされた場合、事前に当ホテルまでご連絡をお願いいたします。

第5条（禁止事項）

1. 次に掲げる項目につきましては禁止させていただいております。
 - (1) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の犬・猫・小鳥その他の動物・家畜類の持ち込み
 - (2) 危険物・有毒物・引火性のあるもの、その他有害物の持ち込み
 - (3) 悪臭を発するもの、その他不快感を与えるものの持ち込み
 - (4) 賭博等風紀を乱す行為、または他のお客さまのご迷惑になるような言動
 - (5) 什器備品等の移動又は持ち帰り
 - (6) 利用目的以外のご利用
 - (7) その他法律で禁じられている行為
2. ミーティングルーム等での楽器演奏等は事前に担当者にご相談ください。他のお客さま、会場に迷惑を及ぼすと判断した場合は、ご使用をご遠慮いただく場合があります。

第6条（会議等お申込みのお断りおよび契約の解除）

1. 当ホテルは、ご利用者（お客さま本人、来賓、手配関係者を含む）が次の各号に該当する場合は、ミーティングルーム等の利用申込をお断りいたします。また、その事実が明らかになった時点で、成立した利用契約および予約を解除いたします。
 - (1) 次の事由に該当する者がいる場合
 - ア) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であるとき
 - イ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、またはその法人・団体の構成員であるとき
 - ウ) 法人または団体でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき
 - (2) 法令または公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるときあるいは他のお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をすると判断したとき
 - (3) 当ホテルもしくは当ホテル職員に対し、暴力的行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき

- (4) 利用の目的・人数・態様等に照らし、他のお客さまの生命、身体、財産を害する恐れがあると認められる者がいるとき
- (5) 伝染病者であると明らかに認められるとき
- (6) お客さまの利用に関し、抗議行動、いやがらせ等が予想され、それらを回避するために必要であると当ホテルが判断する措置が講じられたとしても、他の宿泊客や近隣地域に迷惑がかかると当ホテルが合理的に判断したとき
- (7) 申込時の内容と異なる使用のとき
- (8) ミーティングルーム等の使用权を第三者に販売、譲渡、転貸したとき
- (9) この規約に違反したとき

第7条（免責事項）

1. 次の事由に該当する場合には、免責とさせていただきます。
 - (1) 天変地異、自然災害、戦争、火災その他当ホテルの責に帰することのできない事由により、施設の全部または一部が滅失もしくは毀損する等会議等の履行が不可能または著しく困難になったとき
 - (2) 法令に基づく公権力の行使、関係官庁の指導、もしくは政府の規制・命令または指導等によるミーティングルームの収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生する等、当ホテルの責に帰することのできない事由により、会議等の履行が不可能または著しく困難になったとき
 - (3) 上記の事由により会議等の履行が不可能または著しく困難になったときは、ミーティングルーム等利用契約を解除させていただき、それまでにお支払いいただいた申込金は全額ご返金いたします。

第8条（取消料）

1. すでにご契約をいただいている会議等をお取消しになる場合には、原則として下記により取消料を頂戴いたします。なお、お申込金はこの取消料に充当します。

5 日前または 4 日前	3 日前または 2 日前	前日または当日
ミーティングルーム室料の 20%	ミーティングルーム室料の 50%	ミーティングルーム室料の 100%